

松江市監査委員告示 第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年3月19日付け松江市監査委員告示第3号で公表した工事監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和3年4月21日

松江市監査委員 松本修司
松江市監査委員 安来弘喜
松江市監査委員 野々内誠

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>1 土木工事</p> <p>①田原谷池跡地排水管設置その2工事について</p> <p>工法変更による設計変更と契約変更が行われず、その結果として工事仕様と現況との不一致が発生しただけではなく、不適正な工事費が執行されていた。</p> <p>今後は、設計・積算の各工程で根拠法令、項目、数量などの確認を徹底し、複数人によるチェック機能強化による積算誤りの防止対策を講じるとともに、監督員への協議事項とされている条件変更については、当該事業の決裁権者による確認を徹底されたい。</p> <p>なお、不適正な工事費の執行については、速やかに適切な措置を講じられたい。</p> <p>(道路課)</p> <p>②比津川水中ポンプ改修工事について</p> <p>積算基準を正確に把握すべきであった。</p> <p>今後は、設計・積算の各工程で根拠法令、項目、数量などの確認を徹底し、複数人によるチェック機能強化による積算誤りの防止対策を講じられたい。</p> <p>なお、不適正な工事費の執行については、速やかに適切な措置を講じられたい。</p> <p>(河川課)</p>	<p>1 土木工事</p> <p>①田原谷池跡地排水管設置その2工事について</p> <p>今回の工事監査の指摘事項を踏まえて、今後は設計書作成に係る指定と任意の取り扱いについてマニュアルの作成、法令・施工管理等の研修会を実施し、またチェックシートによる複数人での確認を徹底し、併せて決裁者も確認を十分に行い再発防止を図ります。</p> <p>工事費については関係部署と協議を行い対応します。</p> <p>(道路課)</p> <p>②比津川水中ポンプ改修工事について</p> <p>今回の工事監査の指摘事項を踏まえて、複数人によるチェック機能強化及びチェックシートによる確認を行い再発防止を図ります。</p> <p>工事費の執行分については、関係部署と協議を行い対応します。</p> <p>(河川課)</p>

2 建築工事

①八雲アルバホール天井改修（建築）工事について

東日本大震災を契機に改正された建築基準法等に対応するため行われたものであるが、改修の必要性確認が不十分であり、また下地材及び仕上材を全部取り替える工法以外の工法についても比較検討した上で、最適な工法を採用すべきであった。

今後は、設計・積算の各工程で根拠法令、項目、数量などの確認を徹底されたい。

(教育委員会生涯学習課)

2 建築工事

①八雲アルバホール天井改修（建築）工事について

今回の改修工事については、施設利用者等の意見を聞きながら工法を選定し、工事により改正後の建築基準法に適合させることが出来たものの、工法の比較検討が不十分との指摘を受けました。

今後は、改修の必要性を十分調査・分析したうえで改修方針や工法を決定するよう努めるとともに、根拠法令等の確認を徹底します。

(教育委員会生涯学習課)